

企業等の地域貢献活動への参画に向けた取組について

1 目的

「広島市地域コミュニティ活性化ビジョン」に基づく持続可能な地域コミュニティの実現に向けて、地域貢献活動に参加するための休暇制度の整備促進や、地域貢献活動に積極的な企業等に対する認定制度の創設などにより、現役世代が職務内外で地域貢献活動に参画しやすい環境づくりを進めます。

【地域貢献活動とは】各種地域団体（町内会・自治会、社会福祉協議会、防犯組合、自主防災会など、一定の地域における住民自治又は地域課題解決等のために自発的に活動を行う住民団体）が参画する環境美化活動、防犯・防災活動、交通安全運動など地域課題を解決する活動への参加や、各種地域団体の運営援助を目的とした活動をいう。ただし、専ら営利や宣伝を目的とした活動は除く。

2 取組の概要

(1) 地域貢献活動休暇制度整備促進事業

概要	地域貢献活動休暇制度（従業員が地域貢献活動を行う場合に取得できる有給休暇制度）を整備し、同制度の周知を通じて従業員の休暇取得を促進した企業等について、本市ホームページ内の特設サイトに企業名を掲載します。
----	---

(2) ひろしま型地域貢献企業認定制度

ア 概要	地域貢献活動に積極的な企業等を「ひろしま型地域貢献企業」として認定し、認定マークの付与等を行います。
イ 認定基準	下記⑦又は④のいずれかを満たすこと。
⑦ 休暇制度利用実績	従業員の一定数以上が地域貢献活動休暇を取得し、広島広域都市圏内で地域貢献活動を行うこと。 【基準】 a 従業員数100人以上の企業等 年間4人以上（実人員） b 従業員数100人未満の企業等 年間2人以上（ 〃 ）
④ 地域貢献活動への協力実績	企業等が広島広域都市圏内で次のいずれかの地域貢献活動を一定回数以上行うこと。 ① 人的支援 地域貢献活動に係る個人事業主の活動や従業員の派遣など ② 金銭的・物的支援 各種地域団体が参画する地域課題を解決する活動や、各種地域団体の運営援助を目的とした、寄附・協賛（1件10,000円以上） ③ 連携協定の締結等 地域課題解決に資する、企業等と各種地域団体の協定書の締結（災害時の協力協定、企業施設の無償使用協定など）等、その他市長が適当と認める活動 【基準】 a 従業員数100人以上の企業等 年間6回以上 （金銭的・物的支援は2回を上限） b 従業員数100人未満の企業等 年間2回以上 （金銭的・物的支援は1回を上限）
ウ 認定のメリット	① 自社広報媒体や製品へ使用できる認定マークを付与します（令和5年2月開始予定）。 ② 本市ホームページ内の特設サイトで企業名や活動内容等を掲載します。 ③ 本市入札制度における優遇措置（建設工事に係る競争入札参加資格の認定審査における加点）の対象とします（令和5年度の入札から開始予定）。

3 スケジュール

令和4年8月15日 制度運用開始
 令和5年2月（予定） 認定マーク発表